

設備保守点検、警備・清掃及び樹木管理等業務（案）

目 次

1	自家用電気工作物保安管理	1 頁～
2	消防用設備等保守点検	4 頁～
3	昇降機・リフト保守点検	6 頁～
4	ポンプ機械保守点検	9 頁
5	プール循環ろ過装置保守点検	10 頁
6	空調設備機器保守点検	11 頁～
7	設備点検	14 頁～
8	建築物・建築設備定期点検	17 頁～
9	ガスヒーポン（GHP）保守点検	19 頁～
10	遊具等安全点検	21 頁～
11	警備業務	23 頁～
12	学校校務員業務等従事員配置	29 頁
13	受付員等配置	30 頁～
14	施設清掃	33 頁～
15	設備清掃	37 頁～
16	樹木管理等	40 頁～
17	環境整備	45 頁

18	水質検査	46 頁
19	衛生管理	47 頁～
20	害虫駆除	49 頁～
21	鳥獣対策	51 頁
22	情報通信機器保守	52 頁～
23	保健衛生	54 頁～
24	その他	56 頁～

I 自家用電気工作物保安管理

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中学校自家用電気工作物保安管理業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校
4 根拠法令等	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）				
5 業務概要	(1)点検、測定及び試験（定期点検、点検基準あり） (2)事故発生時の応急措置の指導及び事故原因の探求への協力、再発防止のための措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検 (3)通信回線を使用した絶縁監視装置を設置（受注者負担）し、警報発生時は 24 時間体制で対応し、必要な措置を講じる。 (4)学校に対する電気安全に関する安全教育（年 1 回以上） (5)法令に定める官庁検査の立ち合い 等				
6 頻度	(1)月次点検 隔月に 1 回 (2)年次点検 年に 1 回				
7 特記事項	履行期間中に容量の変更が生じる可能性あり				

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	ことぶき保育園自家用電気工作物保安管理及び常時監視業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	保育園 1 園	保育園 1 園	保育園 1 園	保育園 1 園	保育園 1 園
4 根拠法令等	電気事業法（昭和 39 年法律第 171 号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）				
5 業務概要	(1)点検、測定及び試験（定期点検、点検基準あり） (2)事故発生時の応急措置の指導及び事故原因の探求への協力、再発防止のための措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検 (3)通信回線を使用した絶縁監視装置を設置（受注者負担）し、警報発生時は 24 時間体制で対応し、必要な措置を講じる。 (4)法令に定める官庁検査の立ち合い 等				
6 頻度	(1)月次点検 隔月に 1 回 (2)年次点検Ⅰ・Ⅱ 年に 1 回 (3)設備容量点検 3 年に 1 回				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	はぎのきこども園・やまだこども園・岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）・こども発達支援センター自家用電気工作物保安管理業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター
4 根拠法令等	電気事業法（昭和 39 年法律第 171 号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）				
5 業務概要	(1)点検、測定及び試験（定期点検、点検基準あり） (2)事故発生時の応急措置の指導及び事故原因の探求への協力、再発防止のための措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検 (3)通信回線を使用した絶縁監視装置を設置（受注者負担）し、警報発生時は 24 時間体制で対応し、必要な措置を講じる。 (4)法令に定める官庁検査の立ち合い 等 (5)はぎのきこども園・やまだこども園については、防火水槽も保守点検対象とする				
6 頻度	(1)月次点検 隔月に 1 回 (2)年次点検Ⅰ・Ⅱ 年に 1 回 (3)設備容量点検 3 年に 1 回				
7 特記事項	岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）は新設園として令和 10 年 9 月開園予定				

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	吹田市立中央図書館及び千里山・佐井寺図書館自家用電気工作物保安管理業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	2 館	2 館	2 館	2 館	2 館
4 根拠法令等	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）				
5 業務概要	詳細は、「吹田市立中央図書館自家用電気工作物保安管理業務仕様書」及び「吹田市立千里山・佐井寺図書館自家用電気工作物保安管理業務仕様書」に従うこと。（期間については実施要領に合わせて読み換えること。） (1) 点検、測定及び試験（定期点検、点検基準あり） (2) 事故発生時の応急措置の指導及び事故原因の探求への協力、再発防止のための措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検 (3) 法令に定める立入検査への立会い 等				
6 頻度	(1) 月次点検 ① 中央図書館 毎月 1 回（設置・改造等の工事期間中は毎週 1 回以上、絶縁監視装置を取り付けた場合は 2 か月に 1 回） ② 千里山・佐井寺図書館 2 か月に 1 回（設置・改造等の工事期間中は毎週				

	1 回以上) (2) 年次点検 毎年 1 回 (3) 臨時点検 必要の都度
7 特記事項	

2 消防用設備等保守点検

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	小・中学校及び幼稚園消防用設備等保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども 12 園 幼稚園跡 1 園	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども 12 園 幼稚園跡 1 園	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども 12 園 幼稚園跡 1 園	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども 12 園 幼稚園跡 1 園	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校 幼稚園・認定こ ども 12 園 幼稚園跡 1 園
4 根拠法令等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)市が指定する学校の防火対象物点検 (3)不良個所一覧表及び消防設備一覧表の作成 (4)発報への対応 等				
6 頻度	年に 2 回 （前期）総合点検、（後期）機器点検				
7 特記事項	・履行期間中に数量等の変更が生じる可能性有り ・対象施設の小学校数に留守家庭児童育成室（プレハブ）を含む。				

1 業務番号	NO. 6				
2 業務名	保育所等消防用設備機器保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	保育所・認定 こども園等 18 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室	保育所・認定 こども園等 18 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室	保育所・認定 こども園等 18 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室	保育所・認定 こども園等 18 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室	保育所・認定 こども園等 18 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室
4 根拠法令等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等保守点検 (2)市が指定する学校の防火対象物保守点検 (3)不良個所一覧表及び消防設備一覧表の作成 (4)発報への対応 等 (5)はぎのきこども園・やまだこども園については、防火水槽も保守点検の対象とする				
6 頻度	年に 2 回 （前期）総合点検、（後期）機器点検				
7 特記事項	履行期間中に数量等の変更が生じる可能性有り				

1 業務番号	NO. 7				
2 業務名	千里丘北留守家庭児童育成室消防用設備機器等点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室
4 根拠法令等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)不良箇所一覧表及び消防設備一覧表の作成 等				
6 頻度	年に 2 回 （前期）総合点検、（後期）機器点検				
7 特記事項	・ 育成室用 8 教室及び更衣室などが入る平屋建て（延べ床面積 954 m ² ）のプレハブ施設（種別は甲種）に設置する消防用設備等の点検業務である（消火器、非常警報設備及び自動火災報知設備はあり、屋内消火栓設備、スプリンクラー及び避難口誘導灯はなし）。				

1 業務番号	NO. 8				
2 業務名	吹田市立図書館消防設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	3 館	3 館	3 館	3 館	3 館
4 根拠法令等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）				
5 業務概要	消防設備の外観点検、機能点検及び総合点検業務。詳細は「吹田市立図書館消防設備保守点検業務仕様書」に従うこと。（期間については実施要領に合わせて読み換えること。） (1) 自動火災報知設備 (2) 常警報装置 (3) 消火器 (4) 誘導設備 等				
6 頻度	(1) 外観点検 年に 2 回（6 か月に 1 回） (2) 機能点検 年に 2 回（6 か月に 1 回） (3) 総合点検 年に 1 回				
7 特記事項	図書館毎に点検月の希望あり。				

3 昇降機・リフト保守点検

1 業務番号	NO. 9				
2 業務名	小・中学校エレベーター保守点検業務				
3 対象施設数 () は EV 基数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 15 校 (16 基)	小学校 17 校 (18 基)	小学校 17 校 (18 基)	小学校 17 校 (18 基)	小学校 17 校 (18 基)
	中学校 8 校 (8 基)	中学校 10 校 (10 基)	中学校 10 校 (10 基)	中学校 10 校 (10 基)	中学校 10 校 (10 基)
4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）				
5 業務概要	建築基準法に準じたエレベーター保守点検（乗場、塔内、かご、その他市が指示する事項関係）				
6 頻度	(1) 定期点検 月に 1 回 (2) 定期検査 年に 1 回				
7 特記事項	・ 履行期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り ・ エレベーター設置後 3 カ月は無償点検期間となる。				

1 業務番号	NO. 10				
2 業務名	吹田市立はぎのきこども園・やまだこども園・岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）・こども発達支援センターエレベーター保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター	認定こども園 3 園・こども 発達支援セン ター
4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）				
5 業務概要	建築基準法に準じたエレベーター保守点検（乗場、塔内、かご、その他市が指示する事項関係）				
6 頻度	(1) 定期点検 月に 1 回 (2) 定期検査 年に 1 回				
7 特記事項	履行期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り 岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）は新設園として令和 10 年 9 月開園予定				

1 業務番号	NO. 11				
2 業務名	吹田南幼稚園エレベーター保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	認定こども園 1 園	認定こども園 1 園	認定こども園 1 園	認定こども園 1 園	認定こども園 1 園

4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
5 業務概要	建築基準法に準じたエレベーター保守点検（乗場、塔内、かご、その他市が指示する事項関係）
6 頻度	(1)定期点検 3 か月に 1 回 (2)定期検査 年に 1 回
7 特記事項	履行期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り

1 業務番号	NO. 12				
2 業務名	吹田市地区公民館エレベーター保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	公民館 9 館	公民館 11 館	公民館 11 館	公民館 13 館	公民館 15 館
4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）				
5 業務概要	建築基準法に準じたエレベーター保守点検（乗場、塔内、かご、その他市が指示する事項関係）				
6 頻度	(1)定期点検 月に 1 回 (2)定期検査 年に 1 回				
7 特記事項	委託業者は機器メーカーにより異なる（現況は 3 社）。 履行期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り。				

1 業務番号	NO. 13				
2 業務名	小荷物専用昇降機保守点検委託業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 29 校 (34 基)	小学校 29 校 (34 基)	小学校 29 校 (34 基)	小学校 29 校 (34 基)	小学校 29 校 (34 基)
4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）				
5 業務概要	建築基準法に準じた小荷物専用昇降機保守点検業務				
6 頻度	(1)定期点検 ①吹田第六小学校・千里丘北小学校・佐竹台小学校・千里第二小学校（増築棟） 年に 11 回（8 月を除く） ②上記以外の小学校及び千里第二小学校（既存棟） 定期点検 年に 7 回（奇数月と定期検査時の偶数月のうち 1 回） (2)定期検査 年に 1 回				
7 特記事項	対象施設数の（ ）は基数のこと				

1 業務番号	NO. 14				
2 業務名	保育園給食用リフト保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	保育所等 7 園	保育所等 7 園	保育所等 7 園	保育所等 7 園	保育所等 7 園
4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）				

5 業務概要	(1)巻過防止装置その他安全装置の点検 (2)ブレーキ及び制御装置の異常の有無 (3)ワイヤーロープの損傷の有無 (4)ガイドレールの状態 (5)各階のボタン及びインターホン等の状態 (6)モーター等の状態 (7)その他本市の指示する事項 (8)年1回、定期点検の中で建築基準法第12条に基づく定期検査の実施
6 頻度	年に4回（6月、9月、12月、3月）
7 特記事項	委託業者は機器メーカーにより異なる（現況は3社）。

4 ポンプ機械保守点検

1 業務番号	NO. 15				
2 業務名	小・中学校ポンプ機械保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)揚水ポンプ、直結増圧ポンプ及び各水槽（受水層、高置水槽、消火水槽等）の保守点検 (2)千里丘北小学校の雨水滯水設備（加圧給水ポンプ、フィルター）の総合運転確認 (3)学校別の配置図、ポンプの位置、機種、管径及び台数、各水槽の位置を記入した図面の作成 (4)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 等				
6 頻度	(1)揚水ポンプ、直結増圧ポンプ、加圧給水ポンプ、排水ポンプの保守点検 2 か月に 1 回 (2)各水槽、雨水貯留槽の保守点検 6 か月に 1 回 (3)フィルターのカートリッジ交換 年に 1 回				
7 特記事項	・履行期間中に点検対象のポンプ等の数量に変更が生じる可能性有り ・令和 8 年度時点のポンプ等数量の見込みは以下のとおり ポンプ：(小) 30 台 (中) 26 台、増圧ポンプ：(小) 4 台 (中) 2 台 雨水加圧ポンプ：(小) 1 台、排水ポンプ：(小) 2 台、 プール送水ポンプ：(中) 2 台、各水槽：(小) 115 基 (中) 61 基				

5 プール循環ろ過装置保守点検

1 業務番号	NO. 16				
2 業務名	小・中学校プール循環ろ過装置保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 中学校 18 校	小学校 35 校 中学校 18 校	小学校 35 校 中学校 18 校	小学校 35 校 中学校 18 校	小学校 35 校 中学校 18 校
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)ポンプ、タンク、操作弁、計器類、その他循環ろ過系統一式保守点検 (2)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 (3)軽微な補修 (4)市が指定する学校に珪藻土(20 kg*36 袋)の納入 等				
6 頻度	年に 2 回				
7 特記事項	ろ過方式については以下のとおり (小) 砂ろ過 29 校、珪藻土ろ過 6 校 (中) 砂ろ過 14 校、全自動砂ろ過 4 校				

6 空調設備機器保守点検

1 業務番号	NO. 17				
2 業務名	小・中学校及び幼稚園等空調設備機器保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども園 17 園・保育所 12 園・35 育成 室・南千里病 児病後児保育 室	小学校 35 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども園 16 園・保育所 11 園・35 育成 室・南千里病 児病後児保育 室	小学校 35 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども園 16 園・保育所 11 園・35 育成 室・南千里病 児病後児保育 室	小学校 35 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども園 16 園・保育所 11 園・35 育成 室・南千里病 児病後児保育 室	小学校 35 校 中学校 18 校 幼稚園・認定 こども園 16 園・保育所 11 園・35 育成 室・南千里病 児病後児保育 室
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)空調機器の圧縮機、送風機等保守点検 等 (2)不良個所の復旧施工方法及び見積書の作成 (3)配置図の作成 (4)5校2園（吹田第六小学校・佐竹台小学校・古江台小学校・第二中学校・山田中学校・吹田南幼稚園・佐竹台幼稚園）のガス冷房機（室外機）は、大阪ガス(株)の指定する点検業者による点検（大阪ガス(株)と年間保守契約を行うこと） (5)室内機清掃については、ガスヒートポンプエアコンを含む				
8 頻度	年に4回 ※ガス冷暖房機（室外機）は、大阪ガス(株)の指定する点検業者による点検は年に1回				
7 特記事項	・令和11年度は3年毎に実施するフロン排出抑制法に基づく定期点検有り ・履行期間中に点検対象の空調の数量に変更が生じる可能性有り ・小学校の教室を借りて運営している放課後子ども育成室の空調設備機器の点検結果については、育成室分として別途報告すること ・ことぶき保育園、岸部第一幼稚園は令和10年8月31日で廃園（予定）				

1 業務番号	NO. 18				
2 業務名	学校給食調理室空調設備及び吸排気設備機器保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校	小学校 35 校	小学校 35 校	小学校 35 校	小学校 35 校
4 根拠法令等	フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）				
5 業務概要	(1)空調設備の保守点検 ①圧力等測定 ②フィルター等清掃 ③電気関係点検				

	④圧縮機の点検 (2)吸排気設備の保守点検 ①風量測定 ②フィルター清掃 (3)フロン法定点検
6 頻度	(1)空調設備の保守点検 年に2回 (2)吸排気設備の保守点検 年に1回 (3)フロン定期点検 3年に1回
7 特記事項	令和11年度は3年毎に実施するフロン排出抑制法に基づく定期点検有り。

1 業務番号	NO. 19				
2 業務名	中学校配膳室空調保守点検業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	中学校18校	中学校18校	中学校18校	中学校18校	中学校18校
4 根拠法令等	フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）				
5 業務概要	(1)空調設備の保守点検 ①圧力等測定 ②フィルター等清掃 ③電気関係点検 ④圧縮機の点検 (2)フロン法定点検				
6 頻度	(1)空調設備の保守点検 年に4回 (2)フロン定期点検 3年に1回				
7 特記事項	令和10年8月から業務実施 令和12年度は3年毎に実施するフロン排出抑制法に基づく定期点検有り。				

1 業務番号	NO. 20				
2 業務名	吹田市立図書館空調設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	4館	4館	4館	4館	4館
4 根拠法令等	フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）				
5 業務概要	空調設備の定期保守点検業務（故障時の原因調査を含む）。詳細は、「吹田市立中央図書館及び千里丘図書館空調設備保守点検業務仕様書」及び「吹田市立千里山・佐井寺図書館及び山田駅前図書館山田分室空調設備保守点検業務仕様書」に従うこと。（期間については実施要領に合わせて読み換えること。） ただし、千里山・佐井寺図書館及び千里丘図書館の室外機の保守点検は本業務の対象外とする。 (1) 対象設備の保守点検 (2) フィルター清掃				

	(3) フロン定期点検
6 頻度	定期保守点検 年に2回
7 特記事項	3年毎に実施するフロン排出抑制法に基づく定期点検有り。 「吹田市立中央図書館及び千里丘図書館空調設備保守点検業務仕様書」の千里丘図書館の定期保守点検回数は年4回となっているが、本業務では年2回とする。

7 設備点検

1 業務番号	NO. 21				
2 業務名	北山田小学校通学路監視カメラ装置保守点検業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校
4 根拠法令等	吹田市個人情報保護条例				
5 業務概要	通学路に設置された監視カメラ装置の各機器及び付帯設備保守点検				
6 頻度	年に4回				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 22				
2 業務名	はぎのきこども園・やまだこども園・吹田南幼稚園・岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）機械設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	認定こども園 4園	認定こども園 4園	認定こども園 4園	認定こども園 4園	認定こども園 4園
4 根拠法令等					
5 業務概要	ポンプ、ファン等の機械設備の保守点検				
6 頻度	年に2回				
7 特記事項	岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）は新設園として令和10年9月開園予定				

1 業務番号	NO. 23				
2 業務名	吹田市立保育所等防犯カメラ保守点検業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園
4 根拠法令等	吹田市個人情報保護条例				
5 業務概要	防犯カメラ等が常に完全な機能を保つように、保守点検作業を行うこと。 防犯カメラ及びレコーダーのメンテナンス（映像の確認、レンズ及びハウジングのクリーニング、時刻設定、動作確認、ハウジングの施錠状態の確認など）を行うこと。 防犯カメラ等の故障・不具合等が判明した場合、原因究明に努め、迅速に修理・調整等の作業を行うこと。				
6 頻度	年1回 故障・不具合等が判明した場合は別途対応すること				
7 特記事項	保守点検作業において、軽微な損傷がある場合は補修するものとし、必要な消耗				

	品等は本業務に含むものとする。 ことぶき保育園、岸部第一幼稚園は令和 10 年 8 月 31 日で廃園（予定）				
1 業務番号	NO. 24				
2 業務名	吹田市地区公民館階段昇降機保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	公民館 4 館	公民館 4 館	公民館 4 館	公民館 4 館	公民館 4 館
4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）				
5 業務概要	建築基準法に準じたエレベーター保守点検（乗場、塔内、かご、その他市が指示する事項関係）				
6 頻度	年に 2 回				
7 特記事項	履行期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り。				

1 業務番号	NO. 25				
2 業務名	こども発達支援センター非常自家発電設備点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター
4 根拠法令等					
5 業務概要	非常用自家発電設備（ヤンマー AP35B-6）の機器点検及び機能・動作点検を行う。 機器点検（点検整備項目） (1)設置状況 (2)自家発電装置 (3)始動装置 (4)制御装置 (5)燃料容器等 等 機能・動作点検（点検整備項目） (1)燃料系統 (2)潤滑油系統 (3)冷却水系統 (4)シリンダーヘッド弁装置 (5)その他・付属装置 等				
6 頻度	年 1 回（消防機器点検内容（総合点検内含む））				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 26				
2 業務名	吹田市立千里山・佐井寺図書館雨水貯留槽保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度

	Ⅰ 館	Ⅰ 館	Ⅰ 館	Ⅰ 館	Ⅰ 館
4 根拠法令等					
5 業務概要	雨水利用槽及び貯留槽、散水装置とその他関連装置の定期保守点検業務。詳細は、「吹田市立千里山・佐井寺図書館雨水貯留槽保守点検業務仕様書」に従うこと。（期間については実施要領に合わせて読み換えること。） (1) 施設設備の保守 随時 (2) 点検及び清掃 年にⅠ回（毎年2月） ① 施設設備の点検 ② 散水利用槽の清掃 ③ 雨水貯留槽柵清掃 ④ 利用槽内残砂引抜作業 ⑤ 屋外フィルター柵清掃 ⑥ 污水管の清掃 ⑦ 最終柵の清掃				
6 頻度					
7 特記事項					

Ⅰ 業務番号	NO. 27				
2 業務名	吹田市立千里山・佐井寺図書館電気設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	Ⅰ 館	Ⅰ 館	Ⅰ 館	Ⅰ 館	Ⅰ 館
4 根拠法令等					
5 業務概要	電気設備の定期保守点検業務。詳細は「吹田市立千里山・佐井寺図書館電気設備保守点検業務仕様書」に従うこと。（期間については実施要領に合わせて読み換えること。） (1) 目視点検 (2) 機能点検 (3) 管理・清掃				
6 頻度	年Ⅰ回				
7 特記事項					

8 建築物・建築設備定期点検

1 業務番号	NO. 28				
2 業務名	小・中学校及び幼稚園建築物・建築設備定期点検業務				
3 対象施設数 () は建築点検 対象数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 (11 校)	小学校 35 校 (12 校)	小学校 35 校 (12 校)	小学校 35 校 (11 校)	小学校 35 校 (12 校)
	小学校跡 1 校 (0 校)	小学校跡 1 校 (1 校)	小学校跡 1 校 (0 校)	小学校跡 1 校 (0 校)	小学校跡 1 校 (1 校)
	中学校 18 校 (6 校)	中学校 18 校 (6 校)	中学校 18 校 (6 校)	中学校 18 校 (6 校)	中学校 18 校 (6 校)
	単独幼稚園 2 園 (0 園)	単独幼稚園 2 園 (0 園)	単独幼稚園 2 園 (2 園)	単独幼稚園 2 園 (0 園)	単独幼稚園 2 園 (0 園)
4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）				
5 業務概要	(1)建築点検（外壁調査含む） (2)設備点検 (3)防火設備点検 (4)施設点検 ・市有建築物保全システムに基づく簡易点検 ・敷地内既存建築物の法適合性確認点検 ・学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（追補版） に基づく点検				
6 頻度	(1)建築点検 3 年に 1 回 (2)設備点検 年に 1 回 (3)防火設備点検 年に 1 回 (4)施設点検 3 年に 1 回				
7 特記事項	・履行期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り ・対象施設数の小学校数に、併設幼稚園及び留守家庭児童育成室（プレハブ）を含む。 ・外壁調査はタイル、石張り等（湿式工法）、モルタル等の仕上げ部分に適用。 下記条件により外壁全面の赤外線調査を行う。 ①手の届く範囲を打診調査、その他を目視調査により異常があった場合 ②竣工または外壁改修等から 10 年を経過したもの ③3 年以内に外壁改修等が行われることが確実なものを除く				

1 業務番号	NO. 29				
2 業務名	吹田市立保育所等建築物及び建築設備定期点検業務				
3 対象施設数 () は建築点検 対象数	令和 10 年度 保育所・認定 こども園等 17 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室	令和 11 年度 保育所・認定 こども園等 18 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室	令和 12 年度 保育所・認定 こども園等 18 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室	令和 13 年度 保育所・認定 こども園等 18 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室	令和 14 年度 保育所・認定 こども園等 18 園・こども発 達支援センタ ー・南千里病 児病後児保育 室
4 根拠法令等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）				
5 業務概要	(1)建築点検 (2)設備点検 (3)防火設備点検				
6 頻度	(1)建築点検 3 年に 1 回 (2)設備点検 年に 1 回 (3)防火設備点検 年に 1 回				
7 特記事項	履行期間中に数量等の変更が生じる可能性有り				

9 ガスヒーポン（GHP）保守点検

1 業務番号	NO. 30				
2 業務名	ガスヒーポン（GHP）保守点検委託業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 3 校	小学校 3 校	小学校 3 校	小学校 3 校	小学校 3 校
4 根拠法令等	フロン排出抑制法（平成 13 年法律第 64 号）				
5 業務概要	給食調理室のガスヒーポン（GHP）の保守点検 (1) 冷却水確認 (2) V ベルト点検調査 (3) ガス漏れ点検 (4) 排気口の確認				
6 頻度	年に 1 回				
7 特記事項	令和 11 年度は 3 年毎に実施するフロン排出抑制法に基づく定期点検有り				

1 業務番号	NO. 31				
2 業務名	保育所等ガスヒートポンプエアコン（GHP・全体）保守点検業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	保育所 10 園・こども 発達支援セ ンター	保育所 10 園・こども発 達支援センタ ー	保育所 10 園・こども発 達支援センタ ー	保育所 10 園・こども発 達支援センタ ー	保育所 10 園・こども発 達支援センタ ー
4 根拠法令等	フロン排出抑制法（平成 13 年法律第 64 号）				
5 業務概要	(1) 定期点検項目 点検・確認項目 冷却水確認・燃料ホース点検・V ベルト点検調整・冷却水ホース点検・ コンプレッサー本体確認・コンプレッサーオイル点検・冷媒漏れ点検・ 振動、騒音の有無・ガス漏れ点検・排気口点検・ブレーカー点検洗浄バル ブクリアランス 交換部品 エンジンオイル・オイルフィルター・エアエレメント・点火プラグ・ コンプレッサーベルト 上記に基づき、年 1 回以上の訪問点検により室外機各部の点検・調整又は 部品交換を行うこと。 (2) 故障修理 履行期間内に機器に故障が発生した場合、速やかに技術員を派遣し、故障修 理を行うこと。				
6 頻度	随時				
7 特記事項	機器に応じてフロン排出抑制法に基づく定期点検有り				

1 業務番号	NO. 32				
2 業務名	吹田市公民館ガスヒーポン（GHP）保守点検委託業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	公民館3館	公民館3館	公民館3館	公民館3館	公民館3館
4 根拠法令等	フロン排出抑制法（平成13年法律第64号）				
5 業務概要	(1)定期点検項目 点検・確認項目 冷却水確認・燃料ホース点検・Vベルト点検調整・冷却水ホース点検・コンプレッサー本体確認・コンプレッサーオイル点検・冷媒漏れ点検・振動、騒音の有無・ガス漏れ点検・排気口点検・ブレーカー点検洗浄バルブクリアランス 交換部品 エンジンオイル・オイルフィルター・エアエレメント・点火プラグ・コンプレッサーベルト 上記に基づき、年1回以上の訪問点検により室外機各部の点検・調整又は部品交換を行うこと。 (2)故障修理 履行期間内に機器に故障が発生した場合、速やかに技術員を派遣し、故障修理を行うこと。				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	令和11、12年度は3年毎に実施するフロン排出抑制法に基づく定期点検有り。				

10 遊具等安全点検

1 業務番号	NO. 33				
2 業務名	小・中学校遊具・体育器具安全点検業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校35校 中学校18校	小学校35校 中学校18校	小学校35校 中学校18校	小学校35校 中学校18校	小学校35校 中学校18校
4 根拠法令等	(1)都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第二版）（平成26年6月国土交通省） (2)（一社）日本公園施設業協会の遊具に関する基準 JPFA-SP-S:2014 第二版（令和元年8月）				
5 業務概要	(1)遊具・体育器具の安全点検 (2)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 (3)軽微な修繕 等 ※監理技術者及び業務主任者には以下のいずれかの資格を有する者を配置するものとする ・（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技師、公園施設点検管理士 ・（一社）日本公共施設保守点検研究所認定の公共施設保守点検技師				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	・履行期間中に数量の変更が生じる可能性有り ・遊具・体育器具746基（令和8年7月時点） ・体育器具とは、屋外に設置している鉄棒、サッカーゴール、ハンドボールゴール、バスケットゴールのこと。				

1 業務番号	NO. 34				
2 業務名	吹田市立保育所等遊具・体育器具安全点検業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園26園・こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園27園・こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園27園・こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園27園・こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園27園・こども発達支援センター
4 根拠法令等	(1)都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第二版）（平成26年6月国土交通省） (2)（一社）日本公園施設業協会の遊具に関する基準 JPFA-SP-S:2014 第二版（令和元年8月）				
5 業務概要	(1)遊具・体育器具の安全点検 (2)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 (3)軽微な修繕 等				

	※監理技術者及び業務主任者には以下のいずれかの資格を有する者を配置するものとする ・（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技師、公園施設点検管理士 ・（一社）日本公共施設保守点検研究所認定の公共施設保守点検技師
6 頻度	年に1回
7 特記事項	・遊具・体育器具 約165基（令和8年7月時点） ・体育器具とは、屋外に設置している鉄棒、サッカーゴールのこと。 ・履行期間中に対象遊具数の変更が生じる可能性有り ・ことぶき保育園、岸部第一幼稚園は令和10年8月31日で廃園（予定）

11 警備業務

1 業務番号	NO. 35				
2 業務名	小、中学校安全対策に係る警備業務（有人警備）				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校
4 根拠法令等	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）				
5 業務概要	(1)校門周辺の立哨、校門の開閉 (2)校門周辺の安全監視及び来校園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等				
6 頻度	警備員を各学校に 1 名配置するものとする。 (1)業務日 月曜日から金曜日まで ※祝日、長期休業中（7/21～8/24、12/25～1/7、3/25～4/7）は除く。 (2)業務時間 （小学校）午前 7 時から午後 5 時まで （中学校）午前 7 時から午前 8 時 30 分まで				
7 特記事項	山田第五小学校跡については、校内での活動がある場合のみ上記業務時間の範囲内で受付員を配置する。				

1 業務番号	NO. 36				
2 業務名	幼稚園安全対策に係る警備業務（有人警備）				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
	認定こども園 2 園	認定こども園 2 園	認定こども園 2 園	認定こども園 2 園	認定こども園 2 園
4 根拠法令等	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）				
5 業務概要	警備員を各園に 1 名配置するものとする。 (1)園門周辺の立哨、校門の開閉 (2)園門周辺の安全監視及び来校園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等				
6 頻度	(1)業務日 月曜日から金曜日まで及び夏季休業中（7/21～8/31）のプール授業日（午前 5 日間）とする。 ただし、祝日、夏季休業日のうちプール授業日の 5 日間以外の日、冬季休業日（12/23～翌年の 1/8）を除く。 (2)業務時間 ①通常日 午前 8 時 45 分から午後 2 時 15 分までの間で 4 時間 30 分 ②午前日 午前 8 時 45 分から午後 0 時 15 分までの 3 時間 30 分				

7 特記事項	
--------	--

1 業務番号	NO. 37				
2 業務名	留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務（有人警備）				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	34 育成室	34 育成室	34 育成室	34 育成室	34 育成室
4 根拠法令等	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）				
5 業務概要	警備員を各校に 1 名配置するものとする。 (1)校門周辺の立哨、校門の開閉 (2)校門周辺の安全監視及び来校園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等				
6 頻度	(1)業務日 長期休業期間を除く、平日及び第 4 土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除く。 (2)業務時間 ①平日 17 時から 18 時 30 分（委託育成室については～19 時） ②第 4 土曜日 7 時から 17 時まで ③小学校の行事等による平日の代休日 8 時から 18 時 30 分（委託育成室について 8 時から 19 時まで）				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 38				
2 業務名	千里丘北留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務（有人警備）				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室
4 根拠法令等	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）				
5 業務概要	(1)校門周辺の立哨、校門の開閉 (2)校門周辺の安全監視及び来室者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 (4)敷地内の植栽への散水 等				
6 頻度	(1)業務日 長期休業期間、 平日及び第 4 土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除く。 (2)業務時間 ①平日 13 時から 19 時まで ②第 4 土曜日及び小学校の行事等による平日の代休日 8 時から 17 時まで ③小学校の長期休業期間 7 時 30 分から 19 時まで				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 39				
2 業務名	吹田市立学校園警備業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校
4 根拠法令等	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）等				
5 業務概要	詳細は、別紙 5「吹田市立学校園警備業務仕様書」に従うこと。 (1) 有人警備業務 (2) 受付・施設管理業務 (3) 機械警備業務 (4) 巡回警備業務				
6 頻度					
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 40				
2 業務名	吹田市立はぎのきこども園・やまだこども園・岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）警備業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	認定こども園 3 園	認定こども園 3 園	認定こども園 3 園	認定こども園 3 園	認定こども園 3 園
4 根拠法令等	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）				
5 業務概要	(1) 機械警備 ① 警報装置の設置 警報装置を設置し、当該警報器により感知された異常発生（不審者侵入、火災等）の電話回線（既設）を通じて警備センターに自動的に通報する機械警備を設けること。またこれらの機械設備の正常動作を警備センターにおいて確認できる装置を設置するものとする。センサー等の取付場所は、保育幼稚園室及び園と協議の上、事前に園を調査し、決定するものとする。 ② 監視体制 警備センターを設置し、監視担当員等によりこども園の異常の有無を間断なく監視すること。				
6 頻度					
7 特記事項	(1) 警備日 365 日 (2) 業務時間 ① 月～土曜日の概ね午後 7 時の機械警備開始信号の受信時～解除信号を受信するまで ② 日曜・祝日・年末年始は終日				
	岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）は新設園として令和 10 年 9 月開園予定				

1 業務番号	NO. 41				
2 業務名	吹田南・佐竹台幼稚園警備業務（機械警備）				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園	認定こども園 2園
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	(1)機械警備 ①警報装置の設置 警報装置を設置し、当該警報器により感知された異常発生（不審者侵入、火災等）の電話回線（既設）を通じて警備センターに自動的に通報する機械警備を設けること。またこれらの機械設備の正常動作を警備センターにおいて確認できる装置を設置するものとする。センサー等の取付場所は、保育幼稚園室及び各園と協議の上、事前に各園を調査し、決定するものとする。 ②監視体制 警備センターを設置し、監視担当員等により各園の異常の有無を間断なく監視し、機械警備時間中は巡回業務と連携しながら警備の万全を図るものとする。 等 (2)巡回業務 ①毎日 午後5時～午前8時の時間帯に1回 ②土曜日・日曜日・祝日及び年末年始 午前8時～午後5時の時間帯にも1回巡回し、異常確認等を行うものとする。また、各園に設置した機器装置により異常を感知した場合の対応や、火災、風水災害、その他の非常事態発生時等の緊急時対応業務を、機械警備の監視センターと連携し行うものとする。				
6 頻度	(1)警備日 365日 (2)業務時間 ①機械警備 月～金曜日の概ね午後5時の機械警備開始信号の受信時～解除信号を受信するまで。土曜・日曜・祝日・年末年始は終日 ②巡回業務 毎日午後5時～午前8時で1回 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は午前8時～午後5時の時間帯に1回				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 42				
2 業務名	千里丘北留守家庭児童育成室機械警備業務（機械警備）				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	機械警備 (1) 警報装置の設置 警報装置を設置し、当該警報器により感知された異常発生（不審者侵入、火災等）を、電話回線（既設）を通じて警備センターに自動的に通報する機械警備を設けること。またこれらの機械設備の正常動作を警備センターにおいて確認できる装置を設置するものとする。センサー等の取付場所は、放課後子ども育成室と協議の上、事前に各学校を調査し、決定するものとする。 (2) 監視体制 警備センターを設置し、監視担当員等により各学校の異常の有無を間断なく監視し、機械警備時間中は警備の万全を図るものとする。等				
6 頻度	(1) 警備日 365 日 (2) 業務時間 有人警備を実施していない時間帯				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 43				
2 業務名	こども発達支援センター警備安全管理業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	こども発達支援センターに機械警備及び有人警備を実施することで、施設の安全管理を行う。 (1) 機械警備実施 (2) 有人巡回警備実施				
6 頻度	警備安全管理業務 (1) 機械警備実施時間 午後9時00分から翌日午前8時45分まで（ただし、休館日については、午前8時45分から翌日の午前8時45分まで）のうち、警備基地局としての機能の存する部署が機械警備開始信号を受信した時から、解除信号を受信するまでの間とする。 (2) 有人警備及び巡回実施時間 ア）実施日 1月1日～1月3日の期間を除く毎日 イ）巡回時間 月曜日～金曜日：午後5時15分～午後9時 巡回数 3回 土曜日：午前8時30分～午後9時 巡回数 7回				

	日曜日・休日：午前7時30分～午後9時 巡回数 7回 12月29日～12月31日：午前7時30分～午後7時 巡回数7回 概ね2時間に1回巡回すること ウ) 巡回箇所範囲 別添 警備巡回範囲図 参照 エ) 巡回方法 適宜巡回し、巡回区域の安全を保持する
7 特記事項	

1 業務番号	NO. 44				
2 業務名	吹田市立図書館保安警備業務（有人警備）				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	2館	2館	2館	2館	2館
4 根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
5 業務概要	有人警備業務。詳細は「吹田市立図書館保安警備業務仕様書」に従うこと。（期間については実施要領に合わせて読み換えること。） (1) 開錠、施錠 (2) 巡視 (3) 国旗・市旗等の掲揚 (4) 多目的室の団体利用の受付・管理業務 (5) 開館日の駐車場の誘導・整理 (6) 電話転送装置の操作（早朝、夜間のみ） (7) 植栽の水やり 等 ※(4)～(7)は千里山・佐井寺図書館のみ。				
6 頻度	年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く毎日。 (1) 中央図書館 ① 夜間開館日 午前9時00分から午後8時15分まで （毎週木・金曜日。ただし、祝日又は休館日と重なった場合は除く） ② 上記以外の日 午前9時00分から午後6時15分まで (2) 千里山・佐井寺図書館 午前9時から午後8時30分まで ただし、上記に関わらず、繁忙時及び非常時その他特に必要が生じたときは従事すること。				
7 特記事項					

Ⅱ 学校校務員業務等従事員配置

1 業務番号	NO. 45				
2 業務名	小・中学校校務員委託業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小・中学校 41校	小・中学校 41校	小・中学校 41校	小・中学校 41校	小・中学校 41校
4 根拠法令等					
5 業務概要	詳細は、別紙「吹田市立小・中学校校務員業務等委託仕様書」に従うこと。 (1)清掃、ごみの収集・分別 (2)蛍光灯・照明器具等の点検・取替 (3)水道メーターの検針・記録 (4)簡易な修繕・補修（蛇口、ドア、ドアノブ、窓ガラス等） (5)掲示板、看板、教材、教具等の制作 (6)樹木の剪定・伐採（高さ3m未満に位置するもの） (7)除草 等				
6 頻度	41校を12ブロック、1ブロックあたり2～5校で区分 1ブロックに業務責任者を1名以上、業務従事者を各校1名以上配置するものとする。 (1)業務日 月曜日から金曜日まで ※原則、祝日、年末年始（12/29～翌年1/3）、学校振替休業日は除く (2)業務時間 午前8時～午後4時30分（休憩時間45分を含む。） (3)配置人数 53名以上（業務責任者12名を含む）				
7 特記事項	除草業務については校長及び発注者との事前の協議に基づき作業範囲を決定するものとする。 学校敷地内で運営する留守家庭児童育成室も当該業務の対象範囲とする。 委託期間中に対象施設数又はブロックに変更が生じる可能性がある。				

13 受付員等配置

1 業務番号	NO. 46				
2 業務名	小・中学校安全対策受付員業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校
4 根拠法令等					
5 業務概要	各学校に受付員を 1 名配置するものとする。 (1)校門周辺の立哨、校門の開閉 (2)校門周辺の安全監視及び来校園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等				
6 頻度	(1)業務日 長期休業中（7/21～8/24、12/25～1/7、3/25～4/7）の月曜日から金曜日まで (2)業務時間 （小学校）午前 7 時～午後 5 時 （山田第五小学校跡）午前 7 時～午後 3 時 （中学校）午前 7 時～午前 8 時 30 分				
7 特記事項	山田第五小学校跡については、校内での活動がある場合のみ上記業務時間の範囲内で受付員を配置する。				

1 業務番号	NO. 47				
2 業務名	保育所等安全対策業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等 28 園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等 26 園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等 26 園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等 26 園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等 26 園 こども発達支援センター
4 根拠法令等					
5 業務概要	各園に安全管理員を 1 名配置するものとする。 ※千里新田こども園のみ 2 名配置。ただし「小・中学校安全対策受付員業務」による併設小学校の受付員の勤務時間に変更となる場合は役割の重複が生じるため 1 名配置となる可能性がある (1)園門周辺の立哨、園門の開閉 (2)園門周辺の安全監視及び来園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等 (4)内部清掃・外部清掃				
6 頻度	(1)業務日				

	幼稚園 5 園 月曜日から金曜日まで (夏季休業の一部・冬季休業・春季休業・祝日を除く) 幼稚園型認定こども園 8 園 月曜日から金曜日まで (祝日・年末年始は除く) その他 月曜日から土曜日まで (祝日・年末年始は除く) (2)勤務時間 保育所・幼保連携型認定こども園 午前 7 時～午前 9 時・午後 5 時～午後 7 時。 幼稚園 午前 8 時 45 分～午後 2 時 15 分 (早く終わる場合有) 幼稚園型認定こども園 午前 7 時 45 分～午後 2 時 15 分 (早く終わる場合有)・午後 5 時～午後 6 時。 こども発達支援センターは月曜日から金曜日 午前 9 時 30 分から午後 3 時 15 分まで 土曜日は午前 9 時 30 分から正午まで。 (3)配置人員 1 名
7 特記事項	履行期間中に施設数、対象施設の分類の変更(幼稚園から幼保連携型認定こども園へ変更等)及び勤務時間の変更が生じる可能性有り ことぶき保育園、岸部第一幼稚園は令和 10 年 8 月 31 日で廃園(予定)

1 業務番号	NO. 48				
2 業務名	留守家庭児童育成室安全対策業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	34 育成室	34 育成室	34 育成室	34 育成室	34 育成室
4 根拠法令等					
5 業務概要	各学校に受付員を 1 名配置するものとする。 (1)校門周辺の立哨、校門の開閉 (2)校門周辺の安全監視及び来校園者の受付 (3)不審者等を発見した際の対応 等				
6 頻度	(1)業務日 春季、夏季及び冬季の各長期休業中の月曜日から金曜日まで (2)業務時間 (直営育成室) 午後 5 時～午後 6 時 30 分 ※8 月 13 日から 15 日は、午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分 (委託育成室) 午後 5 時～午後 7 時 ※8 月 13 日から 15 日は、午前 8 時 30 分～午後 7 時				

7 特記事項	
--------	--

Ⅰ 4 施設清掃

1 業務番号	NO. 49				
2 業務名	小・中学校等便所清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校35校 小学校跡1校、中学校18校の計54校のうち、13校が対象	小学校35校 小学校跡1校、中学校18校の計54校のうち、13校が対象	小学校35校 小学校跡1校、中学校18校の計54校のうち、13校が対象	小学校35校 小学校跡1校、中学校18校の計54校のうち、13校が対象	小学校35校 小学校跡1校、中学校18校の計54校のうち、13校が対象
4 根拠法令等					
5 業務概要	水垢、尿石などの蓄積した汚れの除去及び悪臭の除去				
6 頻度	年12回(1か月に1回)				
7 特記事項	履行期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り。				

1 業務番号	NO. 50				
2 業務名	吹田市立保育園等便所清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園
4 業務概要	吹田市立保育園等の便所清掃を行う業務。 排水口及び排水トラップの汚れも除去した上で水が溜まることの無いよう清掃を行い、臭気や汚れのない清潔な状態になるよう薬洗い清掃を行う業務。				
5 頻度	年12回(1か月に1回)				
6 特記事項	詳細な業務内容及び実施回数等は仕様書を参照すること。				

1 業務番号	NO. 51				
2 業務名	小・中学校プール清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校35校 中学校18校	小学校35校 中学校18校	小学校35校 中学校18校	小学校35校 中学校18校	小学校35校 中学校18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	清掃を行う範囲は、通常授業で使用するプール施設(プール施設出入口・出入口からプールサイドまでの通路・シャワーエリア・腰洗い槽・洗面台・洗眼機・足洗い槽・プールサイド・プール槽・プール槽排水溝・プールサイド排水溝・トイレ・倉庫・更衣室等)とする。				
6 頻度	年1回 事前に各学校と協議し、決定する				

7 特記事項	
--------	--

1 業務番号	NO. 52				
2 業務名	小・中学校落ち葉清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校7校 小学校跡1校 中学校2校	小学校7校 小学校跡1校 中学校2校	小学校7校 小学校跡1校 中学校2校	小学校7校 小学校跡1校 中学校2校	小学校7校 小学校跡1校 中学校2校
4 根拠法令等					
5 業務概要	2人1組で作業を行うものとする。 (1)玄関、校門内外、通路、校庭、側溝、敷地周囲及び校舎内等の清掃 (2)ごみの処理 等				
6 頻度	(1)実施回数 (小学校)330回、(中学校)70回 (2)業務実施 11月中旬から3月中旬までの期間の月曜日から金曜日までのうち、市が指定する日 旧山田第五小学校については、1年のうち、市が指定する日とし、施設の衛生状況に応じて清掃場所を決定する (3)業務時間 (午前半日)午前8時から正午まで (山田第五小学校跡)午後3時から午後7時まで				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 53				
2 業務名	千三保育園落ち葉清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	千三保育園	千三保育園	千三保育園	千三保育園	千三保育園
4 根拠法令等					
5 業務概要	千三保育園の施設における教育環境を整備し、維持することを目的として、落ち葉清掃業務と玄関、校門内外、通路、校庭、側溝、敷地周囲及び校舎内等の清掃とごみの処理を行う（ごみ庫までの運搬を含む）				
6 頻度	毎週月曜日・木曜日（11月～3月の期間）				
7 特記事項	詳細な業務内容及び実施回数等は仕様書を参照すること。				

1 業務番号	NO. 54				
2 業務名	学校給食調理室換気扇清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校4校	小学校4校	小学校4校	小学校4校	小学校4校

4 根拠法令等	学校給食衛生管理基準
5 業務概要	高所に設置している給食調理室及び配膳室の有圧換気扇及びガラリ等周辺箇所の清掃業務
6 頻度	年に1回
7 特記事項	

1 業務番号	NO. 55				
2 業務名	こども発達支援センター清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター
4 根拠法令等					
5 業務概要	清掃業務は、日常清掃と定期清掃、特別清掃の三通りとする。 (1)日常清掃 指定の箇所清掃することを原則とするが、常時巡回して最善の清掃・美観の保持に努める。 (2)定期清掃 定期的、計画的に行うものとし、詳細は別途協議して実施するものとする。 (3)特別清掃 ダクト等の清掃及び給食室等のゴキブリ駆除・飛翔昆虫対策				
6 頻度	(1)日常清掃 日常清掃は祝日と国民の休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から土曜日とする。 作業時間は午前8時30分から午前11時30分までの間に行う。(2)定期清掃 作業回数は年2回とする。作業時間は対象場所の業務に支障が生じない日時を協議して行う。 (3)特別清掃 ア)ダクト清掃 作業回数は年2回とする。作業時間は対象場所の業務に支障が生じない日時を協議して行う。 イ) ダクト等の清掃及び給食室等のゴキブリ駆除・飛翔昆虫対策作業回数は薬剤散布を年2回実施、点検回数は年4回、必要に応じて駆除(随時)すること。作業時間は対象場所の業務に支障が生じない日時を協議して行う。				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 56				
2 業務名	吹田市立幼稚園型認定こども園調理室内清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	幼稚園型認定こども園8園・千里新田こども園・江坂大池こども園	幼稚園型認定こども園8園・千里新田こども園・江坂大池こども園	幼稚園型認定こども園8園・千里新田こども園・江坂大池こども園	幼稚園型認定こども園8園・千里新田こども園・江坂大池こども園	幼稚園型認定こども園8園・千里新田こども園・江坂大池こども園
4 業務概要	各対象施設設置の下水管及び排水溝・排水ドレン管内の沈殿物、グリストラップの汚れを取り除き 調理室内の清掃業務と汚泥の収集・運搬・処理業務を行う。				
5 頻度	年に1回(原則1月～3月)				
6 特記事項	詳細な業務内容及び実施回数等は仕様書を参照すること。				

1 業務番号	NO. 57				
2 業務名	吹田市立図書館清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	5館	5館	5館	5館	5館
4 根拠法令等					
5 業務概要	清掃業務。詳細は、「吹田市立図書館（北部）清掃業務仕様書」及び「吹田市立図書館（南部）清掃業務仕様書」に従うこと。（期間については実施要領に合わせて読み換えること。） (1) 日常清掃 (2) 定期清掃 (3) その他、発注者の指示する業務				
6 頻度	(1) 日常清掃 年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日 (2) 定期清掃 発注者と受注者が協議のうえ決定した日及び時間 (3) (1)及び(2)にかかわらず、特に発注者が命じたとき				
7 特記事項					

Ⅰ 5 設備清掃

1 業務番号	NO. 58				
2 業務名	小・中学校貯水槽清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校11校	小学校11校	小学校11校	小学校11校	小学校11校
	小学校跡1校	小学校跡1校	小学校跡1校	小学校跡1校	小学校跡1校
	中学校12校	中学校12校	中学校12校	中学校12校	中学校12校
4 根拠法令等	水道法（昭和32年法律第177号）				
5 業務概要	(1)受水槽、高置水槽内部の天、底、側壁、補強棒、タラップ、パイプ、電極棒等の全面の水垢洗浄、沈殿物の完全除去（除去物等は場外業者処分、マンホール蓋、枠等含む） (2)水質検査 等				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	・履行期間中に点検対象の貯水槽の数量に変更が生じる可能性有り ・令和8年度時点の貯水槽数量の見込みは以下のとおり 受水槽：（小学校）12基、（中学校）13基 高置水槽：（小学校）15基、（中学校）13基				

1 業務番号	NO. 59				
2 業務名	学校給食室における下水管及び分離槽浚渫清掃委託業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校35校	小学校35校	小学校35校	小学校35校	小学校35校
4 根拠法令等	学校給食衛生管理基準				
5 業務概要	小学校給食調理室の下水管及び分離槽の浚渫清掃、汚泥の収集・運搬、処理業務。				
6 頻度	(1) 分離槽浚渫清掃：39回（36校） (2) 下水管浚渫清掃：108m				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 60				
2 業務名	吹田市立保育所等給食室ダクト清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・認定こども園等25園	保育所・認定こども園等23園	保育所・認定こども園等23園	保育所・認定こども園等23園	保育所・認定こども園等23園
4 根拠法令等					
5 業務概要	保育所等給食室における以下の器具等の除塵及び洗浄清掃 上期の清掃は以下の(1)(2)(3)(4)(5)、下期の清掃は(2)(3)(4)の項目				

	を実施するものとする。 (1)照明器具 (2)吸排気ダクト (3)クーラー及び送風管 (4)フード及びグリスフィルター (5)その他（殺菌灯等）
6 頻度	年 2 回【上期（5 月～7 月）、下期（11 月～1 月）】
7 特記事項	履行期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り ことぶき保育園、岸部第一幼稚園は令和 10 年 8 月 31 日で廃園（予定）

1 業務番号	NO. 61				
2 業務名	吹田市立山三保育園ホール高所清掃業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	—	保育所 1 園	—	—	保育所 1 園
4 根拠法令等					
5 業務概要	山三保育園ホールについて、高所作業用機材を使用し上部照明器具・梁類・備品類等の除塵および清掃。高所清掃後は床面の全面清掃および換気を行う。				
6 頻度	3 年に 1 回				
7 特記事項	遊戯室の天井は小屋組みであり、最高所（頂点）は約 9.1m である。				

1 業務番号	NO. 62				
2 業務名	吹田市立保育所等給食室グリストラップ清掃業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等 15 園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等 14 園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等 14 園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等 14 園 こども発達支援センター	保育所・幼稚園・認定こども園等 14 園 こども発達支援センター
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)各対象施設設置のグリストラップ内の沈殿物の除去及び清掃 (2)設備の破損及び劣化具合の報告				
6 頻度	各保育所・いずみ小規模園・こども園（計 15 か所） 年 6 回 （原則、5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月） こども発達支援センター 年に 3 回（原則、7 月・11 月・3 月）				
7 特記事項	各施設の汚泥の排出予定数量は一施設当たり 0.12 m³（処分量） ことぶき保育園は令和 10 年 8 月 31 日で廃園（予定）				

1 業務番号	NO. 63				
2 業務名	はぎのきこども園・やまだこども園・いずみ小規模園・岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）床暖房保守清掃業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	認定こども園 2園 いずみ小規模園 岸部中（北） 住宅跡地認定こども園（仮称）	認定こども園 2園 いずみ小規模園 岸部中（北） 住宅跡地認定こども園（仮称）	認定こども園 2園 いずみ小規模園 岸部中（北） 住宅跡地認定こども園（仮称）	認定こども園 2園 いずみ小規模園 岸部中（北） 住宅跡地認定こども園（仮称）	認定こども園 2園 いずみ小規模園 岸部中（北） 住宅跡地認定こども園（仮称）
4 根拠法令等					
5 業務概要	温水床暖房定期点検については、パイプ内の洗浄や不凍液の交換、熱源機やヘッダーの点検・機器内部・外部の清掃等を行い、常に床暖房システムを最適な状態に保つこと。 (1) 運転状況の確認（室外ユニット） 暖房効果、異音、異臭、振動含 (2) 外観点検（室外ユニット） (3) 簡易点検				
6 頻度	暖房使用前・暖房使用中の年2回とする。				
7 特記事項	岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）は新設園として令和10年9月開園予定				

Ⅰ 6 樹木管理等

1 業務番号	NO. 64				
2 業務名	小・中学校樹木剪定等業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校
4 根拠法令等	「学校環境における樹木の安全確保について」（令和4年8月10日付け文部科学省通知）、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月国土交省）				
5 業務概要	(1)樹木剪定・伐採 (2)倒木処分 (3)樹木の配置図の作成（樹木ごとに付番し、写真を添付すること） (4)公共施設に配付される緑化樹の植樹				
6 頻度	必要に応じて実施				
7 特記事項	・必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。 ・令和4年8月10日付、国通知「学校環境における樹木の安全確保について」に準じ、施設巡回業務において、倒伏や落枝等により重大な事故につながる恐れがある樹木を定期的に点検し、事故につながるリスクが高い環境にある樹木は、速やかに診断を行い、必要な対策を講じること。				

1 業務番号	NO. 65				
2 業務名	保育所等樹木剪定業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等28園	保育所・幼稚園・認定こども園等28園	保育所・幼稚園・認定こども園等28園	保育所・幼稚園・認定こども園等28園
4 根拠法令等	「学校環境における樹木の安全確保について」（令和4年8月10日付け文部科学省通知）、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月国土交省）				
5 業務概要	(1)樹木剪定・伐採 (2)倒木処分 (3)樹木の配置図の作成（樹木ごとに付番し、写真を添付すること） (4)公共施設に配付される緑化樹の植樹				
6 頻度	必要に応じて実施（概ね年に1回程度）				
7 特記事項	・必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。 ・令和4年8月10日付、国通知「学校環境における樹木の安全確保について」に準じ、施設巡回業務において、倒伏や落枝等により重大な事故につながる恐れ				

	がある樹木を定期的に点検し、事故につながるリスクが高い環境にある樹木は、速やかに診断を行い、必要な対策を講じること。 ・ことぶき保育園、岸部第一幼稚園は令和 10 年 8 月 31 日で廃園（予定）
--	---

1 業務番号	NO. 66				
2 業務名	千里丘北留守家庭児童育成室樹木剪定等業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室	1 育成室
4 根拠法令等	「学校環境における樹木の安全確保について」（令和 4 年 8 月 10 日付け文部科学省通知）、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成 29 年 9 月国土交省）				
5 業務概要	(1) 樹木剪定・伐採 (2) 倒木処分 (3) 樹木の配置図の作成（樹木ごとに付番し、写真を添付すること） (4) 公共施設に配付される緑化樹の植樹				
6 頻度	年に 1 回				
7 特記事項	・令和 4 年 2 月末に小学校内から現施設に移転したため、現在まで当業務の契約実績はない（契約書及び仕様書も未作成である）。 ・施設周囲に、ハナミズキ、サルスベリ、ソヨゴなど 30 本程度、サツキツツジ、シャリンバイ、ヒラドツツジなど 1, 700 株程度で構成される植栽帯と芝生帯がある。 ・令和 4 年 8 月 10 日付、国通知「学校環境における樹木の安全確保について」に準じ、施設巡回業務において、倒伏や落枝等により重大な事故につながる恐れがある樹木を定期的に点検し、事故につながるリスクが高い環境にある樹木は、速やかに診断を行い、必要な対策を講じること。				

1 業務番号	NO. 67				
2 業務名	こども発達支援センター植栽管理業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター
4 根拠法令等	「学校環境における樹木の安全確保について」（令和 4 年 8 月 10 日付け文部科学省通知）、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成 29 年 9 月国土交省）				
5 業務概要	樹木の剪定及び植木への肥料を与えること				
6 頻度	(1) 植木の剪定 夏季（主に低木類）・秋季（主に敷地境界の樹木）・冬季（主に中木類）期間内に 1 回ずつ実施すること (2) 植木への肥料				

	期間内に 1 回
7 特記事項	

1 業務番号	NO. 68				
2 業務名	吹田市公民館樹木剪定等業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	公民館 24 館	公民館 24 館	公民館 24 館	公民館 24 館	公民館 24 館
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)樹木剪定・伐採 (2)倒木処分 (3)樹木の配置図の作成（樹木ごとに付番し、写真を添付すること） (4)公共施設に配付される緑化樹の植樹				
6 頻度	必要に応じて実施（概ね年に 1 回程度）				
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。				

1 業務番号	NO. 69				
2 業務名	吹田市立図書館造園保守及び植栽維持管理業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	3 館	3 館	3 館	3 館	3 館
4 根拠法令等					
5 業務概要	造園保守及び植栽維持管理業務。詳細は「吹田市立図書館造園保守及び植栽維持管理業務仕様書」に従うこと。（期間については実施要領に合わせて読み換えること。） (1) 植木の葉刈り（高木・中木・低木） 年に 1 回 (2) 植木、芝生の施肥 年に 1 回 (3) 芝生の刈り込み及び目土 年に 1 回 (4) 病虫害防除 適時 (5) 伐木処分 葉刈りの都度 (6) 除草等 年に 1 回 ※ (2) (4) (6) は中央図書館及び千里山・佐井寺図書館、(3) は中央図書館のみ。				
6 頻度					
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 70				
2 業務名	小・中学校除草業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校	小学校 35 校 小学校跡 1 校 中学校 18 校

4 根拠法令等	
5 業務概要	除草
6 頻度	必要に応じて年に2回まで実施 山田第五小学校跡は必要に応じて年に4回まで実施
7 特記事項	必要に応じて実施しているため、対象施設数と実施数は同じではない。

1 業務番号	NO. 71				
2 業務名	小・中学校樹木健全度調査業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校12校 中学校4校	小学校7校 小学校跡1校 中学校4校	小学校3校 中学校2校	小学校4校 中学校4校	小学校9校 中学校4校
4 根拠法令等					
5 業務概要	吹田市立小中学校の樹木の健全度の調査 詳細は別紙「吹田市小中学校樹木健全度調査業務仕様書」に従う事 (1) 初期診断（生育状況調査） (2) 外観診断（危険度調査）				
6 頻度					
7 特記事項	5年で小学校35校、小学校跡1校、中学校18校の調査を完了 各年約600本の初期診断、約120本の外観診断を予定				

1 業務番号	NO. 72				
2 業務名	南千里保育園除草業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所1園	保育所1園	保育所1園	保育所1園	保育所1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	除草				
6 頻度	必要に応じて年に1回				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 73				
2 業務名	佐竹台幼稚園除草業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	除草				
6 頻度	必要に応じて年に2回				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 74				
2 業務名	吹田市立千三保育園斜面除草剪定業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所1園	保育所1園	保育所1園	保育所1園	保育所1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	除草、剪定				
6 頻度	必要に応じて年に1回				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 75				
2 業務名	小・中学校周囲側溝浚渫土砂搬出業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校	小学校35校 小学校跡1校 中学校18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	学校周囲側溝浚渫土砂の搬出				
6 頻度	必要に応じて				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 76				
2 業務名	吹田市立公立園側溝清掃土砂搬出及び処分業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園
4 業務概要	側溝浚渫土砂の搬出及び処分作業を行い、吹田市公立園の環境改善を目的とする。				
5 頻度	年3回(原則4月、8月、12月)				
6 特記事項	詳細な業務内容及び実施回数等は仕様書を参照すること。				

17 環境整備

1 業務番号	NO. 77				
2 業務名	幼稚園等環境整備業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	認定こども園 17園	認定こども園 16園	認定こども園 16園	認定こども園 16園	認定こども園 16園
4 根拠法令等					
5 業務概要	清掃、行事等の準備・片付け、簡易な修繕・除草・剪定、水道検針、施設点検、立哨等				
6 頻度	月曜日から金曜日（祝日・年末年始・園長が定める日は除く） 午前8時30分から午後5時				
7 特記事項	履行期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り 岸部第一幼稚園は令和10年8月31日で廃園（予定）				

18 水質検査

1 業務番号	NO. 78				
2 業務名	小・中学校簡易専用水道の定期検査業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 11 校	小学校 11 校	小学校 11 校	小学校 11 校	小学校 11 校
	小学校跡 1 校	小学校跡 1 校	小学校跡 1 校	小学校跡 1 校	小学校跡 1 校
	中学校 12 校	中学校 12 校	中学校 12 校	中学校 12 校	中学校 12 校
4 根拠法令等	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）				
5 業務概要	水道法第 34 条の 2 第 2 項に基づく検査				
6 頻度	年に 1 回				
7 特記事項					

19 衛生管理

1 業務番号	NO. 79				
2 業務名	千里丘北小学校建築物環境衛生管理委託業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校
4 根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）				
5 業務概要	(1)特定建築物管理業務 (2)空気環境測定業務				
6 頻度	(1)特定建築物管理業務 月に1回 (2)空気環境測定業務 2か月に1回				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 80				
2 業務名	教室内化学物質濃度測定精密検査業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校35校 中学校18校 幼稚園・認定 こども園等17 園	小学校35校 中学校18校 幼稚園・認定 こども園等16 園	小学校35校 中学校18校 幼稚園・認定 こども園等16 園	小学校35校 中学校18校 幼稚園・認定 こども園等16 園	小学校35校 中学校18校 幼稚園・認定 こども園等16 園
4 根拠法令等	学校環境衛生基準				
5 業務概要	室内空気中のホルムアルデヒドの測定				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	別に実施する検査で一定以上の数値が検出された場合に実施。 そのため、実施しない年もある。 岸部第一幼稚園は令和10年8月31日で廃園（予定）				

1 業務番号	NO. 81				
2 業務名	吹田市立図書館空気環境測定等業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	2館	2館	2館	2館	2館
4 根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）				
5 業務概要	空気環境測定等業務。詳細は「吹田市立中央図書館空気環境の測定等業務仕様書」及び「吹田市立千里山・佐井寺図書館空気環境測定等業務仕様書」に従うことに従うこと。（期間については実施要領に合わせて読み換えること。） (1) 空気環境測定 年に6回（2か月に1回、千里山・佐井寺図書館は奇数月） (2) 貯水槽の清掃 年に1回 (3) 水質検査 年に2回（6か月に1回）又は年に1回				
6 頻度					

	(4) 防虫防鼠 年に2回 (6 か月に1回) ※(2) (3)は中央図書館のみ。
7 特記事項	

20 害虫駆除

1 業務番号	NO. 82				
2 業務名	学校給食調理室のゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠委託業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校 35 校	小学校 35 校	小学校 35 校	小学校 35 校	小学校 35 校
4 根拠法令等	学校給食衛生管理基準				
5 業務概要	小学校給食調理室及び配膳室及び洗浄室のゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠				
6 頻度	(1)定期点検 年に9回 (2)定期点検及び薬剤散布 年に3回				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 83				
2 業務名	ネズミ、衛生害虫等調査・駆除業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	中学校 18 校	中学校 18 校	中学校 18 校	中学校 18 校	中学校 18 校
4 根拠法令等	学校環境衛生基準				
5 業務概要	中学校配膳室のゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠				
6 頻度	月に1回				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 84				
2 業務名	吹田市立保育所等ゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠委託業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等 25 園	保育所・幼稚園・認定こども園等 23 園	保育所・幼稚園・認定こども園等 23 園	保育所・幼稚園・認定こども園等 23 園	保育所・幼稚園・認定こども園等 23 園
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)事前調査（施行前）生息密度調査 (2)防除作業（施行）駆除処理 (3)効果測定（施行後）前調査と同じ方法で実施				
6 頻度	年に2回（6月・9月）				
7 特記事項	- 作業時間については給食等業務終了後（平日午後4時半頃）以降に業務を開始し、閉園時間（午後6時頃）までに終了を予定して業務を行うこと。 - 履行期間中に対象施設数の変更が生じる可能性有り - ことぶき保育園、岸部第一幼稚園は令和10年8月31日で廃園（予定）				

1 業務番号	NO. 85				
2 業務名	吹田市立保育所等における害虫駆除及び蜂の巣の除去作業業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園
4 業務概要	害虫駆除及び蜂の巣等除去作業を行う業務。吹田市立の各保育所、認定こども園、幼稚園等で発生した、主にアシナガバチ、スズメバチ、ミツバチ、ムカデ、有毒のケムシ類（チャドクガ・イラガ等の幼虫）その他人体に危害を及ぼす影響のある虫類、またユスリカ等無毒であっても大量発生し通常の園運営に支障をきたしている場合はそれらの虫も駆除。				
5 頻度	要望に応じて				
6 特記事項	詳細な業務内容及び実施回数等は仕様書を参照すること。				

1 業務番号	NO. 86				
2 業務名	アライグマ、タヌキ、イタチ等の捕獲業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等29園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園
4 業務概要	アライグマ、タヌキ、イタチ等の捕獲を行う業務。 アライグマは捕獲後、直ちに安楽死措置を担当する事業者等と連絡を取り、対応をする。タヌキ、イタチ等は捕獲後、適切に関係機関に許可をとったうえで、捕獲して河川等に逃がす業務。				
5 頻度	要望に応じて				
6 特記事項	詳細な業務内容及び実施回数等は仕様書を参照すること。				

21 鳥獣対策

1 業務番号	NO. 87				
2 業務名	小・中学校カラスの巣撤去業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校35校	小学校35校	小学校35校	小学校35校	小学校35校
	小学校跡1校	小学校跡1校	小学校跡1校	小学校跡1校	小学校跡1校
	中学校18校	中学校18校	中学校18校	中学校18校	中学校18校
4 根拠法令等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年3月31日大阪府条例第21号）				
5 業務概要	学校敷地内に作られたカラスの巣の撤去				
6 頻度	必要に応じて				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 88				
2 業務名	保育園等カラスの巣撤去業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等28園 (R10.4～8)	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園	保育所・幼稚園・認定こども園等27園
	27園(R10.9～R11.3)				
4 根拠法令等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年3月31日大阪府条例第21号）				
5 業務概要	園敷地内に作られたカラスの巣の撤去				
6 頻度	必要に応じて				
7 特記事項	ことぶき保育園、岸部第一幼稚園は令和10年8月31日で廃園（予定） 岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）は新設園として令和10年9月開園予定				

2.2 情報通信機器保守

1 業務番号	NO. 89				
2 業務名	学校教育情報通信ネットワーク保守業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	小学校 35 校 中学校 18 校	小学校 35 校 中学校 18 校	小学校 35 校 中学校 18 校	小学校 35 校 中学校 18 校	小学校 35 校 中学校 18 校
4 根拠法令等					
5 業務概要	小・中学校の教室・職員室等に整備している有線 LAN 及び有線 LAN に付随する機器の保守業務。対象は、各教室の有線 LAN ポートから有線 LAN の接続するスイッチングハブまでの有線 LAN 及びスイッチングハブ、スイッチングハブから職員室までの有線 LAN とする。 (1)保守業務の受付時間 午前 9 時～17 時 30 分までとし、保守作業時間（校内での作業時間）については、8 時 30 分～17 時までとする。（申請に応じて作業時間の延長可） (2)保守の定義及び本業務の範囲 ア 本業務の保守作業の想定として、学校からの有線 LAN の不通等の不具合連絡を本市ネットワーク事業者が受付を行い、一次切り分けを行った結果有線 LAN 又はスイッチングハブに起因する障害と判断した場合に、本業務の受託事業者に保守依頼を行うことを想定している。 イ 本業務の事業者は有線 LAN の導通確認を行い、不具合個所の特定を行う。 ウ 不具合個所の特定を行った結果、有線 LAN のケーブル及びケーブルの差込口(情報コンセント等)に原因がある場合については、本業務において正常な状態とすること。 エ 有線 LAN ケーブルを引き替える際には、代替ケーブルを本業務内で用意し、引替え作業まで行うこと。代替ケーブルについては、カテゴリ 6 以上のケーブルを用いることとする。また、ケーブルを引き替える際には、教室内等の壁面沿いに配線が必要な場合において、モール等によるケーブルの被覆を行うこと。 オ 不具合個所の特定を行った結果、スイッチングハブに原因があった場合については、本市が代替スイッチングハブを準備し、その機器に取替える作業について本業務に含むこととする。 カ スwitchングハブが、校舎に設置しているハブボックスに収納が困難であると判断した場合には、本市が新たにハブボックスを設置しそのボックス内に新たにスイッチングハブを設置することとする。 キ 本業務では、有線 LAN の設定については業務の範囲に含めない。 ク 本業務の履行に際し、受託事業者が起因する不具合や器物損壊等が発生した場合は、受託業者において責任を持って対応することとし、負担は全て受託業者が負うものとする。				
6 頻度	必要に応じて				

7 特記事項	
--------	--

2 3 保健衛生

1 業務番号	NO. 90				
2 業務名	はぎのきこども園・佐竹台幼稚園等・岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	保育所・幼稚園・認定こども園等 27 園（R10.4～8） 26 園（R10.9～R11.3）	保育所・幼稚園・認定こども園等 26 園	保育所・幼稚園・認定こども園等 26 園	保育所・幼稚園・認定こども園等 26 園	保育所・幼稚園・認定こども園等 26 園
4 根拠法令等					
5 業務概要	JRC 蘇生ガイドラインに適合した機器の設置（賃貸借）保守を行う。 (1) 定期消耗品（バッテリー、電極パッド）は、使用期限までに無償で交換すること。また、使用後に交換が必要となる消耗品も無償で交換すること。 (2) 各保育所等に設置している現況機器の撤去及び廃棄については、法令順守の上、受注者の負担にて処分すること。 (3) 賃貸借契約の満了に伴う機器の撤去及び廃棄は受注者の責任において行うものとし、その費用は受注者が負担すること。 (4) 受注者を保険契約者とする動産総合保険を付保するものとし、その費用は受注者が負担すること。				
6 頻度					
7 特記事項	・各園 1 台設置 ・履行期間中に対象施設数・機器数に変更が生じる可能性有り ・ことぶき保育園、岸部第一幼稚園は令和 10 年 8 月 31 日で廃園（予定） ・岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）は新設園として令和 10 年 9 月開園予定 ・岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）にことぶき保 or 岸一幼の AED を移設する。残り 1 台は解約。または、ことぶき保、岸一幼の 2 台 AED 解約のうえ岸部中（北）住宅跡地認定こども園（仮称）用の AED 1 台を新規設置。				

1 業務番号	NO. 91				
2 業務名	吹田市地区公民館自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務				
3 対象施設数	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	—	—	—	—	公民館 28 館
4 根拠法令等					
5 業務概要	JRC 蘇生ガイドラインに適合した機器の設置（賃貸借）保守を行う。 (1) 定期消耗品（バッテリー、電極パッド）は、使用期限までに無償で交換すること。また、使用後に交換が必要となる消耗品も無償で交換すること。				

	(2)各保育所等に設置している現況機器の撤去及び廃棄については、法令順守の上、受注者の負担にて処分すること。 (3)賃貸借契約の満了に伴う機器の撤去及び廃棄は受注者の責任において行うものとし、その費用は受注者が負担すること。 (4)受注者を保険契約者とする動産総合保険を付保するものとし、その費用は受注者が負担すること。
6 頻度	
7 特記事項	・各館1台設置 ・履行期間中に対象施設数・機器数に変更が生じる可能性有り

1 業務番号	NO. 92				
2 業務名	こども発達支援センター自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター	こども発達支援センター
4 根拠法令等					
5 業務概要	JRC 蘇生ガイドラインに適合した機器の設置（賃貸借）保守を行う。 (1)定期消耗品（バッテリー、電極パッド）は、使用期限までに無償で交換すること。また、使用後に交換が必要となる消耗品も無償で交換すること。 (2)各保育所等に設置している現況機器の撤去及び廃棄については、法令順守の上、受注者の負担にて処分すること。 (3)賃貸借契約の満了に伴う機器の撤去及び廃棄は受注者の責任において行うものとし、その費用は受注者が負担すること。 (4)受注者を保険契約者とする動産総合保険を付保するものとし、その費用は受注者が負担すること。				
6 頻度					
7 特記事項					

24 その他業務

1 業務番号	NO. 93				
2 業務名	小・中学校屋内運動場空調設備目的外使用に伴う対応業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校 35校 中学校 18校	小学校 35校 中学校 18校	小学校 35校 中学校 18校	小学校 35校 中学校 18校	小学校 35校 中学校 18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	地域団体等が学校教育目的以外で屋内運動場（体育館）を使用する場合、警備員は空調設備使用の有無及び使用時間を確認の上、使用時間に応じた光熱費の支払確認（キャッシュレス決済を行った履歴画面もしくは領収書による確認）を行う。支払確認ができれば空調設備の鍵付きリモコン盤を開錠し、空調設備の電源を入れて、使用時間が終了すれば、空調設備の電源を切り、盤を施錠する。 その際、警備員はキャッシュレス決済を行った履歴画面の決済番号等、市が指示する内容を確認し、報告書に記載の上、管制センターに提出する。 管制センターで内容を確認、整理の上、集計して市に報告書を提出する。 なお、管制センターは、学校管理課から提供された学校別体育館空調設備使用情報について、事前に各校の警備員に周知すること。				
6 頻度	必要に応じて実施				
7 特記事項					

1 業務番号	NO. 94				
2 業務名	小・中学校学校閉庁日に伴う対応業務				
3 対象施設数	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	小学校 35校 中学校 18校	小学校 35校 中学校 18校	小学校 35校 中学校 18校	小学校 35校 中学校 18校	小学校 35校 中学校 18校
4 根拠法令等					
5 業務概要	教職員の働き方改革の一環として、令和6年度以降、学校閉庁日（8月10日から16日）が設定されることから、その期間の花壇等の散水、動物の餌やりを行う。プールにおいてはその期間、学校に保管されている塩素剤をハイクロネーターに投与し、ろ過装置を循環させて水質管理を行う。また、必要に応じてプールに藻が発生しないよう、除去剤を直接プールに散布する。 これら業務を実施するに当たっては、学校長等に事前に確認をすること。 なお、実施結果については、報告書に記載の上、管制センターで集計すること。				
6 頻度	・植物の散水、動物の餌やり 学校によって、内容や範囲は異なることから、詳細については、学校長等と協議の上、必要な内容や回数を行う ・プールの水質管理 塩素剤や藻の除去剤の投与は、1回あたりに投与する数量や投与する日について				

	は、学校長等と協議の上、実施すること。 塩素剤の投与例：土、日曜日の２日使用しない場合は、金曜の夕方、４kg投与し 流量計を設定
7 特記事項	学校閉庁日前後に土日が含まれる場合は、その期間も対象とする。ただし、実施日については、学校と調整すること。 履行期間中に内容等変更が生じる可能性あり